

J R 東海労働組合新幹線関西地「申」第30号
2 0 1 9 年 3 月 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「会合等出席届」に関する緊急申し入れ

浦谷組合員は、3月14日開催される「第8回地本執行委員会」に出席するため、基本協約第219条の定めにある通り、「会合等出席届」手続きを行った。

しかし、3月6日、組合側幹事が関西支社に対して、勤務の取扱いについて確認したが、「参加出来るよう配慮している」と勤務認証が何になるか明らかにしなかった。

よって、以下の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 基本協約第219条の定めにある通り、「会合等出席届」手続きを行ったにも関わらず、勤務認証を明らかにしない理由を明らかにすること。
2. 基本協約第219条の定めにある通り、「会合等出席届」手続きを行ったにも関わらず、勤務認証を明らかにしないことは、「第8回地本執行委員会」に支障を来す恐れがある。3月14日及び15日の勤務認証を5日前勤務確定前に関係なく、速やかに勤務認証を本人に伝えること。

以上